

「労働者のための夜間電話相談」を実施します

- ★相談料は、無料です。(秘密は厳守します)
- ★相談時間は、午後5時から午後8時です。
- ★専用電話番号は、0120-448-788です。(当日のみの専用番号)

相談日	相談内容	相談例
11月5日(水)	クレジット・借金問題	返済が苦しくなり督促を受けている 借金を整理したい
11月12日(水)	敷金問題	アパートを退去したけれど敷金が戻ってこない/ 退去時に畳がきれいなのに畳の表替えが行われ費用を請求された
11月19日(水)	労働トラブル	残業手当を支払ってもらえない
11月26日(水)	少額トラブル	身に覚えのない請求を受けている

●お問い合わせ先 長野県司法書士会 担当理事 帯金康祐 (電話 0261-72-8222 FAX 0261-72-8227)

中小企業・小規模事業 の経営者の皆様へ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました。

経営者の個人保証について、

- ①事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要となること
- ②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰る前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に、手元に一定の生活費等が残ることや、「華美でない」自宅に住み続けられること
- ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されること

などを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。ガイドラインに基づき金融機関と相談したい方、まずは、中小企業基盤整備機構関東本部までお問い合わせください。ご相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣いたします。また、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています。

●お問い合わせ先 中小企業基盤整備機構関東本部 03-5470-1620

権現の湯 から お知らせ

カラオケ発表会並びに新そば祭り開催のお知らせ

権現の湯「第2回カラオケ発表会」開催

カラオケを愛する皆さん、日頃の練習の成果を発表してみませんか。

- 日 時 11月10日(月) 午前11時～開会
 - 場 所 権現の湯カラオケルーム
 - 募集人員 先着45名様
 - 募集期間 10月27日～(定員になり次第締め切らせていただきます。)
 - 参加料 無料(入館券は購入ください。)
- 詳しくは権現の湯までお問い合わせください。
皆様のご参加をお待ちしています。



権現の湯「26新そばまつり」の開催

今年採れたての地元立科産そば粉を使用した新そばを味わいながら、温泉に入って温まりませんか。

- 日 時 11月25日(火) 午前11時～午後2時 (1食500円。予定数量に達し次第終了させていただきます。)